

【短期集中予防型サービスのモデル事業について】

1 目的

疾病等で心身機能等が低下した要支援者等が、心身機能等の低下前に送っていた生活を取り戻すこと及び要介護状態への進行を防止することを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業にあたる短期集中予防型サービスのモデル事業を実施する。

2 事業内容

要支援又は事業対象者の認定を受けた第1号被保険者で、市が訪問調査を委託したリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター職員による訪問調査及びアセスメントを受けた者に対し、施設への通所により運動機能向上・栄養改善・口腔機能向上・社会参加・セルフマネジメント等のプログラムをおおむね3か月間全12回のサービスに分けて提供する。

3 現在までの活動

- 【令和5年10月】県地域包括ケアシステム構築に係るアドバイザー派遣利用開始
- 【1月】介護事業所向け総合事業研修会
- 【3月】短期集中予防型サービス モデル事業 実施事業所募集・決定（2事業所）
- 【5月】短期集中予防型サービス試行サービス実施要綱策定
- 【6月～7月】試行サービス事業所契約事務・利用者選定
- 【8月】試行サービス開始（10名）

4 今後の予定

- 【11月】試行サービス 全サービス終了
- 【11月中旬～下旬】事業評価・本格実施判断
（11月18日に県地域包括ケアシステム構築に係るアドバイザー派遣初回）
- 【翌1月】介護事業所向け報告会実施、必要に応じ関係団体への説明
- 【翌2月】（モデル実施継続又は本格実施決定の場合）実施事業所募集